

病弱者に関する教育の領域を定めた免許状の授与について

教育職員検定により、**病弱者**に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受けるためには、次の1から3までの所要資格を満たす必要があります。

【所要資格1】

有することが必要な免許状の種類

一種免許状の授与を受ける場合	病弱者 に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状(養護学校教諭二種免許状を含む。)
二種免許状の授与を受ける場合	幼稚園、小学校、中学校 又は 高等学校の教諭の普通免許状

【所要資格2】

所要資格1の免許状を取得した後、良好な成績で勤務した旨の証明を必要とする最低在職年数

一種免許状の授与を受ける場合	特別支援学校で 病弱者 に関する教育を担当する教員(養護学校の教員を含む。)として3年
二種免許状の授与を受ける場合	特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校 又は 中等教育学校の教員として3年

【所要資格3】

所要資格1の免許状を取得した後、大学又は免許法認定講習等で修得する必要がある最低単位数(一種免許状の授与を受ける場合と二種免許状の授与を受ける場合の最低単位数は同じです)

科目		最低単位数	備考
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1	
第2欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目	2	病弱者 に関する教育の領域に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」()の両方の内容を含むように単位を修得してください。
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2	次の から までの事項の全てについて、それぞれ「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」()の両方の内容を含むように単位を修得する必要がありますので、2単位を超えて修得しなければならない場合があります。 視覚障害者に関する教育 聴覚障害者に関する教育 知的障害者に関する教育 肢体不自由者に関する教育 障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育(重複障害、言語障害、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)の全てに関する内容を含む必要があります。)
第4欄	第1欄から第3欄に掲げる科目のいずれか	1	
合計		6	

「心理等に関する科目」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の略です。

「教育課程等に関する科目」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略です。

重要！

第2欄の単位として、2以上の特別支援教育領域に関する科目の単位(例えば、知的障害者に関する教育の領域に関する科目2単位及び病弱者に関する教育の領域に関する科目2単位)を修得した場合は、1回の申請で、2以上の特別支援教育領域を定めた免許状の授与を受けることができます。